

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(法人の名称) NPO 法人福岡すまいの会

1 事業実施の方針

当会では、20年以上の支援実績を元に、設立当初から取り組んできた、「相談支援」による総合支援および、「サブリース（サポートホーム）」による住居提供と提供後の継続的な「見守り支援」に取り組んでいく。特に、当会の強みである医療・福祉（生活保護、高齢・障害支援、生活困窮者自立支援）・不動産業のネットワークと知見を活かし、「安心・安定して住み続けられる」場所の提供を実現する。特に、令和8年度は、居住サポート住宅への登録を行う予定にしている。また、昨年から福岡市内で事業を引き継いだ女性のための生活困窮支援施設の運営と連動して、増加している女性の不安定居住ケースに対応できるよう物件確保とノウハウ蓄積を進める。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	実施予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし
法第62条第二号に掲げる業務	①住まい探しに係る相談および諸手続きに関する同行支援、訪問支援 他社同行の場合¥3,300/時間 ②サブリースによる住居提供 ¥36,000 前後/月(家賃共益費のみ) ③緊急連絡先引き受け ¥3,000/年	福岡市及びその周辺自治体	5人	住宅確保要配慮者全般 180名	29,200
法第62条第三号に掲げる業務	① 定期的な訪問による見守り、日常生活支援 買い物支援¥2,200/時間 ②入院、介護認定、トラブルその他に関する駆け付けサポート	福岡市及びその周辺自治体	6人	生活困窮者、高齢者、障がい者等 80名	5,100
法第62条第四号に掲げる業務	実施予定なし	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

法第 62 条 第五号に掲 げる業務	実施予定なし	予定な し	予 定 なし	予定なし	予 定 な し
法第 62 条 第六号に掲 げる業務	実施予定なし	予定な し	予 定 なし	予定なし	予 定 な し

<p>連携内容①</p> <p>地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会に参加</li> <li>・福岡市居住支援法人連絡協議会に参加</li> <li>・福岡地域生活定着支援協議会に参加</li> <li>・福岡市からの委託により就労自立支援センター及び福祉センター事業について実施</li> <li>・福岡市生活困窮者自立支援相談機関および保護課からの依頼により要配慮者へ住居を提供</li> </ul>
<p>連携内容②</p> <p>要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市内を中心に、複数の不動産会社、不動産管理会社と連携し、サブリース用物件情報の提供や、仲介・媒介を依頼する。</li> <li>・UR との連携協定により、ファミリー向け物件の確保を行う。</li> <li>・福岡市生活自立支援センターなど、生活困窮者自立支援相談窓口と連携。</li> <li>・福岡地域生活定着支援協議会と連携し、出所者等の支援を行う</li> <li>・福岡市内の複数の精神科医院 MSW、メンタルクリニック、訪問看護ステーションと相互に連携し、精神科の退院支援、入居者のメンタル支援を行っている。</li> <li>・基幹相談支援センターおよび、障がい者福祉事業者と相互に連携し、障がい者の住宅探しや、入居者の日中支援を行う。</li> <li>・地域包括支援センター、高齢者施設探し支援事業者、ヘルパーステーションなどと連携し、高齢者の住居探し、孤立対策などを実施する。</li> <li>・県内救護施設と連携し、自立先としてサブリース物件を提供する。</li> <li>・一般財団法人高齢者住宅財団と連携し、入居者の保証を委託している</li> </ul>
<p>人材育成</p> <p>支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人全国居住支援法人協議会主催に加盟、研修等に参加</li> <li>・福岡地域生活定着支援協議会の研修等に参加</li> <li>・福岡県・市、居住支援法人連絡協議会に参加</li> <li>・福岡県・市、ホームレス自立支援推進協議会に参加</li> <li>・福岡市精神保健福祉協議会に参加</li> <li>・福岡グループホーム連絡会に参加</li> <li>・障がい福祉、依存症支援、精神障がい者支援などの団体独自研修を実施</li> </ul>

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。